



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.netURL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

渡月橋を背景に 寺西さん（左）と愛知健康センターの会員

秋の京都

健康センターの京都旅行で一緒した、寺西笑子さんからメールを頂きました。（関連 15 ページ）

京都に居ながら知らないところが多く、初めての島津製作所見学、嵐山散策も一緒できたこと。そして、とても素敵な空間で美味しいお料理をいただき、普段味わえない贅沢なひと時を過ごさせていただきました。

愛知健康センターのお元気な皆様とお会いでき、「家族の会」を牽引されてきた、美穂さん、柏木さん、と久しぶりにお会いでき、とても有意義な機会になりました。

目次

秋の京都	1
過労死弁護団全国連絡会議総会	2
出前講座 母親大会	3
過労死等防止対策推進シンポジウム	4
衛生推進者養成講習を受講	5
働き方改革一括法を考える講演	6
同朋高校文化祭放送部で「過労死問題」	7
啓発授業の要請	7
シリーズ「人間らしい労働と生活」⑥	8
なくせじん肺全国キャラバン愛知	10
JR名古屋駅にホームドア設置方針	11
過労死続発の三菱電機裁量労働制廃止	12
豊田通商過労自死裁判	13
裁判日程	14
エッセイ	15
行事日程	16

過労死弁護団全国連絡会議総会

若い弁護士も参加 愛知で開かれる

弁護士 岩井 羊一

過労死弁護団全国連絡会議の第31回総会が、2018年9月28日、29日、犬山市の名鉄犬山ホテルで開催された。弁護団の弁護士約80名と過労死を考える家族の会の会員の参加を得て行われた。

過労死弁護団全国連絡会議は1988年に結成された。今年で満30年。各地の過労死に関する裁判、労災認定の成果を報告し、対策を検討している。2014年に過労死等防止対策推進法が制定されたが、弁護団では過労死防止の運動についても話し合われており、この法律制定に繋がった。法制施行後は、法律に基づく啓発活動についても意見交換をしている。

今年の総会は、現地の弁護団として私が挨拶をしたほか、名古屋の家族の会を代表して内野博子さんに挨拶をしていただいた。

川人博弁護士による幹事長報告では次のような内容が述べられた。

脳・心臓疾患による労災認定は、横ばい、ないし減少傾向にある。一方精神障害の労災認定件数は、やや増加傾向にある。今年5月には、認定基準の改定案を作成して厚生労働省に提出した。重大なことに、この間、行政訴訟の勝訴率が低い状態が続いており、厚生労働省が認定基準を改定しない口実になっている。企業責任追及の分野では全国的に提訴、判決、勝利的和解が続いている。ただし、労基署で労災認定がなされている事案でも大幅な減額や敗訴事例もあり、分析が必要である。厚生労働省、労働局が、悪質企業や幹部に対し、労基法違反（32条違反等）で刑事捜査を行い、書類送検するケースが増えているとの報告を受けた。電通事件では、一部が裁判所による職権で公判を開いた。通常は略式手続といって公判を開かず、罰金を窓口で納めるだけの手続きで終わることが多い。今後も刑事事件の動きに注目していきたい。

総論的な報告のあと各地の勝訴事例の報告があった。愛知の事件として岡崎商業の事件、加野青果の事件について報告をした。各地の報告は大変参考になった。

夕方には懇親会を行い、ここでは、全国各地の弁護団の交流をした。大先輩から若手、そして家族の会まで、楽しく交流ができ、明日からの活力となった。また、個別に具体的に担当している事件の進め方などの意見交換もし、これも参考になった。

2日目は弁護団の在り方や方針も議論した。その議論の中で、弁護団発足当時のことをきいた。当時は、数十名だったとこと。裁判も困難を極めたこと、その苦労が認定基準を変え、現在の状況が生まれていることなど30年の歴史をあらためて実感した。

今年の総会も、全国の裁判の状況、各事件の報告を聞くことができ、参考にできる部分や、刺激を受ける部分があった。今後、自分の担当している事件に生かしていきたい。また、今年の過労死弁護団は、地元開催ということもあって、当地の若い弁護団員も参加することができたことが嬉しかった。これからは過労死をなくすために尽力することの決意を新たにした。



内野ひろ子さんの挨拶

愛知母親大会第 8 分科会 感想

名古屋市立高等学校教員組合・女性部 朝田 尚子

愛知母親大会が本年 9 月 9 日(日)、豊川市文化会館・勤労会館で開かれました。今回は NPO 愛知健康センターに助言者を依頼して事務局次長の高垣さんに来て頂くことになりました。9 月 10 日から自殺防止週間になるということ、かつて豊川市においてパワハラ自死で悲しい事件があり、今では豊川市はパワハラ自死について愛知県で一番積極的な取り組みをしていることを知りました。高垣さんのお話と、渦中にあるご家族のお話を間近に聞いて、参加者の皆さんは、自分に引きつけて考えることができたのではないかと思います。

以下参加者からの感想です。

- 過労死のお話、大変良かったと思います。日本のトップダウンの体制がそのまま若者につながる危うさを感じました。死までいかずともメンタルヘルスで悩んでいる若者・労働者が多い。もっと問題視していきましょう。
- 「新聞報道などでしか知らなかった過労死のお話を実際に悲しい体験をされたご家族の方から聞かせて頂き、会社の中でしかわからない厳しい状況を知り、とても胸が痛みました。私の夫も帰りが毎晩 23 時を過ぎ、残業に追われている毎日なので、自分のことと重ね合わせてとても不安な気持ちになりました。このような悲しいことがこれから起こらないように、私たちができることをできるだけしたいと思いました。
- 被害者遺族の方のお話を聞き、自死に至るまでの状況の壮絶さに大変心が痛み、また労災申請の闘い

が容易には進まないことに憤りを覚えました。また、「過労死」の定義について、これまでぼんやりとしたものでしたが、まさに「つきつけられた」という形ではっきりとしました。仕事をすることによって、心を壊す、体を壊す。どちらもあってはならないことです。

- 「鬱病は死につながる病」という端的なご説明にはっとしました。これまでぼんやりとしていた認識が、明確に意識できたからです。上司の心ない叱責で、会社に行けなくなった夫を持つ私には他人事ではありませんでした。

教員であった高垣さんのわかりやすいお話に、参加された皆さんも周囲へのまなざしの向け方が変わったかと思っています。こういった時間を持って、身近な話題にしていくことこそ、社会の意識を変えていく第一歩だと感じました。

息子を亡くされたお母さまの生の声は、涙なくして聞けませんでした。近い将来、社会人となる息子を持つ一人の母親として、考えることすら逃げたい思いでした。貴重な時間を、ありがとうございました。



第 8 分科会の会場 講師の高垣さん（向こう正面左）

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます

名古屋過労死を考える家族の会世話人 伊佐間 佳子

過労死等防止対策推進法が施行されてから毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」とし、厚生労働省主催のシンポジウムが今年は全国 48 ヶ所で開催されます。

愛知では過労死弁護団・過労死を考える家族の会・愛知健康センターが参加をし、数回の話し合いを持ちました。今年度は過労死弁護団の岩井弁護士の呼びかけにより、若い弁護士も参加をしてくださっています。

第 1 回目では日程・会場・来ていただく対象・内容等、たくさんの議題がありました。

安倍内閣が「働き方改革法案」を国会で強引に通そうとしていた時期でもあり、いろいろな意見が出ました。講演者には名古屋家族の会の内野世話人代表が 2 月 24 日に愛知県弁護士会の主催による労働シンポジウムに参加されていた方の話がとても良かったと提案がありました。一人は過去の労基署からの勧告の事実を含めた労務管理の歩み・是正の取り組み等を話された大和ハウス工業株式会社経営管理本部執行役員人事部長の能村盛隆氏です。もうひとりとは従来の労働組合の主張が賃上げに偏っており、長時間労働問題についても「働く者」中心の視点しかなかったことへの反省に基づき、視点を転換し、家族・地域・社会で生活する「生活者」側から「生活時間」を確保できるよう労働時間を捉えなお

そうとする「かえせ☆生活時間プロジェクト」の紹介をしてくださった龍井葉二氏です。そして愛知健康センターより諸外国の労働時間の規制について話して頂いたらどうかと、愛知健康センター理事長・中京大学名誉教授、猿田正機氏のお名前があがり、岩井弁護士に打診していただく事になりました。

この提案により、対象を主に会社の人事担当者に絞る事にし、日程も土日ではなく、平日の昼間に開催する事に決まりました。

2 回目以降は、各講演者の方々の報告のみにするのか、パネルディスカッション形式を盛り込むのか等具体的な話し合いをしました。その結果、前半で 3 名の方にそれぞれのテーマに沿ったお話をそれぞれ 15 分程度お話を頂き、その後、田巻紘子弁護士がコーディネーターになり 3 名の方でのパネルディスカッションをおこないます。最後に遺族発言として大切な息子さんを亡くされた中電事件の吉田典子さんにお話をさせていただきます。

今回は打ち合わせに労働局の方も参加していただきました。

三重・岐阜会場共に平日の開催となっておりますが、それぞれのシンポジウムに参加して頂き、過労死・過労自死を無くすためにはどうしたら良いのか、考えて頂けたらと思います。

<シンポジウム日程>

三重会場	11 月 13 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 00	(受付 13 : 00 ~)
	三重県教育文化会館	大会議室	
岐阜会場	11 月 14 日 (水)	14 : 00 ~ 16 : 40	(受付 13 : 30 ~)
	岐阜県図書館	多目的ホール	
愛知会場	11 月 20 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 20	(受付 13 : 00 ~)
	名古屋国際センター別棟ホール		

衛生推進者養成講習を受けて

全国福祉保育労働組合東海地方本部職業病対策部員 岡村 悦子

福保労は民間の福祉施設（保育所・障害児者施設・介護施設など）の組合です。組合員の職場は常に人員不足であり、組合員は仕事にやりがいを感じつつも事務など業務の多さで疲弊している現状があります。そんな職場での労安活動は？と地本でアンケートをとったところ安全衛生委員会を 50 人未満の職場が多いこともあり「設置していない」。設置が義務付けられている 50 人以上の職場でも「必要があれば開催される」「何をしているかわからない、何をしたいのかわからない」などの結果でした。私は、地本では職業病対策部員で「みんなが健康で生き生きと働き続ける職場づくりをしていくために色々な提起をしていく」という役割を担っています。職場闘争として春闘で要求提出していく事ももちろん大事だけれど、労安活動で病休者を出さない職場づくり、みんなが健康で働くにはどうしたらよいかを話合うことが大切なのではないか、と思いつつも地本の中で改善のための提起もできないでいました。

7月28日の衛生推進者養成講習は土曜日に開催していただいた事もあり、組合員その他、組合員以外の保育園の園長先生も参加することが出来ました。受講して、まず「労働安全衛生法」を守ることを各職場に位置付けたいと思いました。第3講習の労働衛生教育では、雇入れ時教育や健康教育を事業者としてやらなければならないという事を学びました。保育園では就職したら即実践という現状です。若い保育士の方が体調を崩すという事を聞いたことがあります。

ですが、この労働衛生教育を行うことで改善できるのではないかと思います。



服部真医学博士による講義

10月13日には服部先生の補講を受講することが出来ました。「社会的健康」（労働衛生の目的）は迫害、差別、格差がなくなる事、戦争を起こさない事で、これがないと本当の健康ではないという事は重く受け止めました。衛生推進者は衛生に関する業務を統括管理できる権限を持つことも学び、衛生推進者になった自分が職場を改善していく責任も感じました。最後のアクションチェックリストづくりでは、グループで、職場の問題点や働きやすい職場づくりのためにこんな事が大事なのではないかとということが討議できました。今後は福祉労働者のアクションチェックリストづくりと、福保労の衛生推進者講習を実施できればと思いました。学校の先生の感想の、「労安の認知度が低い、目の前の業務に追われている。子どもの事には一生懸命だが自分のことは…」は私たちもまったく同じです。自分たちが健康で元気でなければいい実践はできません。そのためにも一人でも多くの方が労働安全衛生の知識を得て、それを力に働きやすい職場づくりができるようにしていきたいと思いました。

「働き方改革一括法を考える講演会」が繋げたもの

名古屋過労死を考える家族の会 杉林 和子

豊橋では今年7月7日「市民の会みかわ」という組織が発足した。その目的は市民と野党の共闘を進める市民運動組織づくりというもので、理念は「主権在民・恒久平和主義を堅持し、環境・福祉・教育・人権などの現状と問題点を学び、意識改革、政治改革へと繋げる」である。準備会の段階ではあったが3月に「対話と緊張、揺れ動く朝鮮半島」講演会を開催。50余名の参加を得て、発足後第一回目の講演会は「過労死をなくそう！～働き方改革一括法を考ええる～」ということになった。

私が「過労死を考える家族の会」の会員であることを知っている事務局から、国会前で座り込みをし、国会内では公述人となって反対を主張し続けた「全国過労死を考える家族の会」の話が聞きたい、代表の寺西笑子さんに連絡を依頼したいと持ち込まれた。寺西さんから快諾を得た「市民の会みかわ」はチラシを様々な団体へ届け、豊橋市職員労働組合をはじめとする若い労働者の参加もあり当日は100名を超えた。講演会は寺西笑子さんと共に労働者の声を聞こうと愛労連から樽松佐一議長のお話も伺うという豪華版である。

ある女性はネットで寺西さんの活躍を知り「夫の過労自殺という余りにも辛い状況からどのように立ち上がり、政府と対峙するほどになったのか知りたい」と事前にメールするなど、関心は大いに膨らんでいった。この点について寺西さんは「このままだとまじめに働いた夫は浮かばれない。私には息子たちへの説明責任がある。夫はどうすれば死なずにすんだのか、考え行動することがライフワーク。『息子たちに同じテツを踏ますな』夫からの宿題と位置づけている」と語った。

樽松佐一さんは「働き方改革法」は労働基準法で守られない労働者を、高度プロフェッショナル制度は8時間労働が適用されない労働者を生み出す。必要なのは「働き方」改革ではなく「働かせ方」の規制であると、ユニ

クロをはじめとする過酷な労働現場の実態と生々しく講演。この講演会がいかに参加者の心に響いたかアンケートから感想を抜粋します。



寺西笑子さん

寺西さんのお話の感想

とても判りやすかったです。「死人に口なし」など、心当たりのあるフレーズにうなずいていました。家族の会の代表としての活動は頼もしく、今後も一緒に頑張りたいと思います。(40代)



樽松佐一さん

樽松さんのお話の感想

今自分が働いているから労働基準法に関して知らないといけないと思いました。(40代)

同朋高校文化祭を見学して

「若者の過労自死問題」を考える高校生

事務局員 今枝 正昭

高校生が文化祭で、“若者の過労自死問題”をとりあげるといふ朝日新聞の記事をみて参加しました。

この企画は名古屋市にある同朋高校の放送部が文化祭に向けて、放送プログラムを製作し発表するものでした。1時間の放送時間を前提に4つのプログラムがありました。

ペットの可愛さをテーマにした「ありがとう菊ちゃん」、高校生の悩みをテーマに「お肌をどうしていますか？」の2作品に加え、「戦争になったらあなたは人を殺せますか」など政治に向き合うテーマもあり、高校生の一面をみせてもらいました。

「過労自死」は、ラジオでとりあげる最近の話題という番組の形で発表されました。希望を持って社会へ出た若者がなぜ自死しなければならなかったのか、大事に育てた子どもを亡くした家族の悲しみを取り上げていまし

た。放送部の部員が過労死の家族を取材し、事件を担当した岡村弁護士からも助言を得てテーマに切り込みました。

もっともっと深めてほしいと思いながらも、社会問題に関心をもち、発言していこうという高校生たちの姿を目の当たりにしてうれしかったです。



「過労自死」事件の背景などを解説する岡村弁護士

愛高教西三南支部

過労死防止啓発授業の訴え

事務局員 櫻井 善行

最近学校でも、主権者教育や労働教育が語られるようになりました。知識としての「過労死」や「労災」は語られることはあっても、通り一片の記憶に過ぎないことはよくあることです。テストで「正解」というレベルでしかないということを感じたこともありました。しかし近年は、「過労死等防止対策推進法」が制定されるなど、社会的に認知され、適用基準もかつてよりは被災者に向き合う事例も目にするようになりました。ただ学校現場では、メディアで騒がれるほど過労死問題への認識が深まっているわけではありません。学校現場では、過労死問題も「教員への働かせ方」と「生徒（特に中等教育以上）への還元」という二つの側面から関わっていかなくてははいけない

でしょう。

そういう意味で、表向きとはいえ過労死防止啓発授業を厚生労働省の側から提案しているのは積極的な意義があります。ただ今年度に限れば、実際に啓発授業が行われたのは数校レベルでしかありません。そういう現実を配慮しながら、今回愛高教西三南支部に顔を出して啓発授業の必要性を訴えました。出向いたのは、高垣事務局次長と吉田事務局員（過労死家族の会）と櫻井でした。最初に吉田さんから自らのご子息の自死の実態について語られ、その後高垣氏から啓発授業への訴え、さらに教員に限らず現在の労働現場での苛酷な労働実態についても語られました。

第6回 安倍政権の「働き方改革」批判

愛知健康センター理事長 猿田 正機

今回は、先の国会で成立した「働き方改革」関連法案の主な内容と問題点についていくつか指摘し、さらに安倍内閣が推し進めようとしている「外国人労働者の受け入れ拡大」について、注意すべき点について触れたい。「裁量労働制」については、ここでは詳論は避けるが、以前から様々な問題点が指摘されており、この国会では、加えて次々に不正が発覚し、追い詰められた政府が「裁量労働制」の法案審議を断念したことは大きな成果であった。

(1) 長時間残業の残存

まず触れたいのは「時間外労働の上限規制」についてである。日本の労働時間は先進国のなかで非常に長いこと、とりわけ残業時間が異常に長いことはよく知られた事実である。本来は、この長時間労働をどう規制するかが課題であるはずである。その際、最も問題となるのはいわゆる「三六協定」である。ヨーロッパの場合には労使協定を締結した場合には、そのほとんどが労働時間の改善などに関わっていることが多いが、日本の「三六協定」の場合には、残業時間の延長のための協定であり、しかも、「特別条項」まで付いた異常な法律であり、「協定」であった。

今回の規制自体が「過労死ライン」を公的に容認する水準になっていることは大変問題であるが、加えて、三井住友海上などのように「社会的使命を果たすため」と称して、「働き方改革」法案成立を見越して「三六協定」年間限度時間をそれまでの350時間から450時間に引き上げる企業すら現れているから驚きである。

上限 720 時間の



「抜け穴」も問題点として指摘されている。「年 720 時間」は休日労働を含まない上限だ。一方で、特に忙しい時期に認められる「2~6 カ月平均で月 80 時間」の特例は、休日労働を含んだ基準になっている。この残業を 12 カ月繰り返すと、国の過労死認定基準となる「過労死ライン」の残業を 1 年中続けることも可能になるのだ。

(2) 「高度プロフェッショナル制度」—増大する過労死・自死の危険

「裁量労働制」が外れたことによって、今国会でもっとも批判が集中したのが、「高度プロフェッショナル制度」であった。第1次安倍政権は、2007年に、「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入を図ったが、残業代ゼロ制度としての批判が多く国会提出を断念している。今回提案されてた「高度プロフェッショナル制度」は、かつての「ホワイトカラー・エグゼンプション」を衣替えしたものであった。

この制度は、年収 1075 万円以上の金融ディーラーや研究開発などの一部専門職が対象で、本人同意などを条件に労働時間規制から外すというものである。「残業代ゼロ制度」と言われているように、「定額働かせ放題」になる可能性が高い。また、年間 104 日以上、かつ 4 週間に 4 日の休日に有休 5 日を付与すれば、あとは健康診断をする程度でも要件をクリアすることになり、これで労働者の健康が守れるかは疑問である。また、適用対象者についても、労働者派遣法の時のように、どんどん拡大していく可能性が高い。

6 月初めに札幌で行われた過労死防止学会で、労働政策研究・研修機構の濱口桂一郎所長は、「高プロで外そうとしている労働時間の規制は、本来は労働者の生命と健康を守るためにある」と述べているが、賛成である。さらに筆者なりに付け加えるなら、「働き方改革」関連法案自体が、「命と健康のための規制」を

なくし、「人間らしい労働と生活」を破壊するという視点が重要であろう。

（３）日本的「同一労働同一賃金」の欺瞞

次に、「同一労働同一賃金」についてであるが、2016年12月に出された、「同一労働同一賃金ガイドライン案」には、「今後、各企業が職務や能力等の内容の明確化と、それに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合いにより、可能な限り速やかに構築していくことが、同一労働同一賃金の実現には望ましい」とし、「我が国から『非正規』という言葉を一掃することを目指すものである。」と、やれもしないことを平気で書き、国民を欺いてきた。

さらに悪いことには、日本型「同一労働同一賃金」は、ILOが謳う「同一価値労働同一賃金」とは異質のものであることである。日本の場合には、各企業内の「正規・非正規」が主たる対象になっているが、ヨーロッパの場合には、産業・企業横断的に正規・非正規のみならず男女、年齢、学歴、民族などを問わず「同一価値労働」には「同一賃金」を支払うことが原則となっていることである。同じような用語に違った意味付けを行なうことにより、日本国内の議論や認識をますます異質なものとしている。

（４）労働力不足対策としての外国人労働者

さらに、安倍内閣は6月15日に「骨太方針」を決定しているが、本稿との関わりで重要なのは、外国人労働者の受け入れ拡大のために新たな在留資格を創設するとしていることである。政府が2019年4月の導入を目指している新たな制度の骨子によると、一定の技能水準と日本語能力を身につけた外国人を対象に、在留資格「特定技能」を新設し、熟練具合に応じて「1号」と「2号」に分ける内容になっている。1号の在留期限は最長5年で、家族帯同を認めないが、2号は「高度な専門人材」と同様、滞在の長期化や家族帯同が可能になる。ただし、特定分野について「人手不足が解消された」と判断されれば、受け入れを中止する仕組みも導入するとしている。

他方で、安倍首相は、これは「移民政策」ではなく、あくまで「期限付きの労働者」であることを強調している。

これまでも技能実習生などの外国人労働者に対して過酷な労働実態が数多く報告され国内外の批判も高まっている。厚生労働省によると、2014―16年度の3年間に労災による死亡と認定された外国人技能実習生は計22人に上る。内訳は、14年度が8人、15年度が9人、16年度が5人となっている。大半は事故とみられるが、「過労死」も1人いた。単純計算すると、3年間の労災死は10万人当たり3.7人になる。一方、日本全体では1.7人であり、仕事に違いがあるとはいえ、その差は大きい。実習生に詳しい自由人権協会の旗手明理事によると「ケガで働けなくなった実習生を強制帰国させるケースもあり、労災隠しは横行している」（中日、180115）という。外国人労働者だからといって低賃金、劣悪な職場環境、非人間的な扱いで働かせてはならないだろう。外国人労働者の受け入れ拡大には、この点の十分な配慮が必要である。また、少子高齢化が急進展するなかで、高齢者の就労延長や女性の就業、障がい者雇用とともに移民・難民の受け入れについても早急に真剣に議論する必要があるだろう。ただし、その前提となるのは、「人間らしい労働と生活」である。おわりに一歴史に逆行する安倍政権

歴史的にみると、ヨーロッパでは労働時間の短縮や有給休暇や介護休暇、タイムバンク制などは労働者の要求による労使の交渉や国会での生活の改善のための議論によって実現し、労働者の生活を豊かにしてきたものである。それが日本では、とりわけ最近の日本では「企業が一番活躍しやすい国づくり」を目的として、安倍政権によって「企業の競争力、生産性向上の観点」から「働き方改革」が行なわれている。このような改革では、過労死・過労自死もなくなる可能性が高い。労働者の負担軽減や生活改善は二の次に置かれていることは懸念される。このような政策では日本を福祉国家にすることはできない。

第29回 なくせじん肺全国キャラバン

中部ブロック 愛知の行動

建交労 石村 ひろ江

今年で29回を迎えた『なくせじん肺全国キャラバン』の出陣式が、9月27日三井金属神岡鉱山じん肺訴訟の地元である岐阜県飛騨市神岡町で行われました。出陣式には各地の闘争団や弁護団・建交労労災職業病部会の仲間たち330人が参加しました。

この出陣式でスタートしたキャラバンは、全国47都道府県すべてにおいて、行政要請・宣伝・集会・学習会などの行動が展開されました。

愛知の行動では10月11日、9時半より国交省・中部地方整備局、11時から12時までが愛知県、午後2時から愛知労働局の要請を行い、官庁街で働く人たちが昼休み時間の12時から、県庁前で『じん肺』の根絶を訴える宣伝を行いました。

中部整備局の要請では、総務部・企画部・建設部・河川部・道路部・営繕部などから8名が出席され、回答の前にトンネル建設工事に従事し、じん肺に罹患した労働者や亡くなった遺族に対してお見舞いが述べられました。

要請内容は6項目で「当局ではお答えできない」という回答があったため、「回答できないではなく、『国として相応しい対応してほしい』と、地方から強い要請のあったことを本省に伝えてほしい。本省に地方から声を集めることが大事」と強く訴えました。

愛知県の要請は、産業労働課・環境部・建設部から11名が出席され、回答の前に労働福祉課主幹より「7団体から要請を受けている。じん肺により今なお多くの人が苦しんでおられる。一刻も早く解決しなければならぬ。被害の根絶と被害者の早期救済を目指し、長きにわたり活動してこられた皆様方のご努力そして、ご尽力に深く敬意を表する」と丁寧な挨拶がありました。

県には7項目の要請を行い、アスベストに

ついては「平成29年度、アスベスト含有建築物の解体现場に立ち入り検査を472件実施。県有の施設については、吹き付けアスベストの使用状況について把握し公表をしているが、民間建築物については、国交省からの依頼で、建築物所有者に対してアンケート調査を実施している。建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールについては、昨年10月23～27日に行い、県内延べ242人が参加。現場の点検数は282件」と報告されました。

愛知労働局の要請では、労働基準部監督課・労災補償課・雇用均等部企画課・総務部から7名が出席され、「平成29年において労働死亡災害は全国978人、うち323人が建設業で全体の33%を示している。愛知労働局管内においても、昨年は39人の死亡災害がおき、建設業は14人だった。死亡災害は建設業が一番多く、労働災害防止に重点的に取り組んでいる」と回答されました。

其々の意見交換では、トンネル建設工事の労働時間について、いつ起きるともわからない巨大地震に備えアスベスト対策についてなどを主に意見が出されました。

10月23～24日には、キャラバン行動を終えた全国の仲間たちが東京に集結し、集会では各地の行動が報告されます。今回の愛知行動には、あいち健康センターと建交労など11名が参加し、宣伝は14名で行いました。



愛知県庁舎前で

JR名古屋駅にホームドア設置の方針を発表

事務局長 鈴木 明男

鉄道駅のプラットホームに転落防止用の柵を設置して欲しいと愛知視覚障害者協議会（愛視協）のみなさんとNPO愛知健康センターが共同で署名や街頭宣伝行動を取り組んできました。

既に、ホームドアは市営地下鉄の東山・桜通・上飯田の3路線全駅とあおなみ線は全駅に設置済みです。JR東海は「のぞみ」停車駅で設置済みです。

名古屋鉄道は中部国際空港のみ設置されています。

市営地下鉄は名城・名港の2路線については2020年度内に設置が決まっています。

2018年7月24日、愛視協と愛知健康センターの代表が上京。国土交通省の鉄道局に改めて申し入れを行いました。

要請内容は

- 1 プラットホームや車内での案内放送は「黄色い線の内側」ではなく「黄色い点字ブロックの内側を」と障がい者に配慮したアナウンスに改善をして欲しいこと。
- 2 名鉄と市営地下鉄が相互乗り入れしている鶴舞線は、どちらもドアの位置は全く同じになっている。列車は全て6両連結でホームドアの設置は可能であること。
- 3 国交省は一日の利用客が10万人を超える駅から設置を進めるとしていますが、併せて転落事故の多い駅にも設置すること。

9月1日付け中日新聞は、名古屋市の交通局と名鉄が調整して「2021年までに鶴舞線にホームドアの設置を」と掲載しました。ところがその後、名古屋市交通局はまだ正式には認めてないと否定的なコメントを出しました。しかし、転落防止のための安全対策は鉄道事業者に課せられた大きな課題です。

JR東海の列車内の車掌によるアナウンスは「安全のため黄色い点字ブロックの内側をご通行下さい」に改められました。しかし、ホームでの案内放送は「黄色い線の内側」と今

も従来通りです。視覚身がい者を意識した呼びかけを早く実現して欲しいものです。

10月11日の中日新聞は28面のトップにJR東海が「名駅にホームドア」と大きな活字で報道しました。利用者の多い東海道線と中央線を対象として「設置時期は今後詰める」とし、金子 慎社長が記者会見で「準備のできたホームから着手したい」と述べました。

JR中央線の金山ホームはドア位置が違う特急「しなの」が停車するため柵ができないとされています。東海道線の金山ホームは2021年度末から設置を正式に決め、刈谷駅のホームへの設置を検討していると発表しました。

JRは名駅を「車種に合わせて利用するホームを分けるなど扉の位置を揃える工夫を検討する」として、中央線は特急のホームとローカル線の専用のホームとを分けることで対応するようです。一方、名古屋市は名鉄が乗り入れしている市営地下鉄鶴舞線の設置にまだ消極的です。

この運動は愛視協のみなさんが四半世紀前から取り組んできましたが、視覚障がい者に限った問題ではありません。スマートホンに熱中していても、酔っていても、また、心に悩みを持った方々の事故を防ぐためにも必要です。宣伝や署名を進めて、少しずつ開花してだんだんいい報告ができるように、愛知健康センターも引き続き取り組みます。



新幹線ホーム

（インターネットより）

裁量労働制を廃止

元三菱電機労働者 長澤 やよい

9月27日の朝日新聞は、三菱電機の男性社員5人が長時間労働が原因で精神疾患や脳疾患を発症して2014年～17年に相次いで労災認定され、うち2人が過労自殺していたことがわかったと報道しました。5人は、システム開発の技術者か研究職で3人は裁量労働制が適用され働いていました。そのうち、2014年12月に自殺後労災認定された労働者は「名古屋製作所（大曽根）」で働いていた方です。

私は名古屋製作所で働き2011年に定年退職しました。入社当時の職場環境は人間関係が和気あいあいとしており図面も手書きの時代でした。その後、パソコンでの図面作業や連絡もパソコンで行うなど徐々に人と人とのつながりが希薄になっていきました。そして、若い人は即戦力を期待されその上、成果主義へと評価の仕方も厳しくなり長時間労働が蔓延していきました。

そんな中、体調を崩し精神疾患で休業する人が30人位のグループの中に複数人いた時期もあり、1人は自宅のマンションから飛び降り自殺してしまいました。

三菱電機の職場環境は2～30年前から、精神疾患が問題になっていましたが、長時間労働への根本的な対策がなされなかったのではないかと思います。今回、相次いで労災認定になりましたが、今までも何人の労働者が犠牲になっていたことでしょう。

また、裁量労働制が際限のない長時間労働に労働者を追い込み、健康破壊の要因になっていました。報道によれば、昨年9月、三菱電機静岡製作所では10人以上の労働者に月80時間を超える違法残業をさせたとして労働基準監督署から是正勧告を受けています。さらに、コミュニケーション・ネットワーク製作所（尼崎）で裁量労働制で働いていた労働者が自殺。監督署が過労自殺と認定し製作所を指導しています。厚労省は昨年12月、こ

の2件の違反を受けて三菱本社に立ち入り調査をしました。そして、今年3月三菱電機は裁量労働制をついに解消しました。

今年6月の三菱電機株主総会で三菱電機OB2名と派遣切り勝たせる会の1名が、長時間労働や健康破壊について質問し、また、3月から裁量労働制を廃止したことについて質問しましたが「適切な労働時間管理をしており、総労働時間、時間外労働時間も削減傾向にある」、裁量労働制廃止については「働き方改革として従業員の長時間労働の抑制・健康維持のため(労働時間をより厳正に管理する)」と回答しました。しかし、新聞報道の記事は(裁量労働制廃止について)「企業名公表のリスクに直面し労務管理を強化する必要を意識した可能性が高い」「電通と同様に過労自殺の再発が防げなかったにもかかわらず、労務管理上の問題は公にならなかった」と指摘しています。

現在、三菱電機に中途契約解除された派遣労働者の雇用を求めて共に闘っていますが、労働者を大事にしない会社の体質に怒りを覚えます。労働者が安心して働ける職場を一日も早く実現したい。



三菱電機本社ビル（インターネットより）

豊通鉄鋼逆出向社員自死裁判

控訴審始まる

豊通裁判を支援する会会員 中村 一三

10月9日、豊通鉄鋼販売から親会社・豊通に逆出向し、うつ病を罹患して過労自死したYさんへの労災認定を求める裁判（控訴審）の第1回弁論が大阪高裁で行われました。この弁論には愛知、大阪から十数名の支援者が傍聴に駆けつけました。

この事件は豊通鉄鋼の社員Yさんが豊通に逆出向してベトナムに長期出張し、うつ病を発症し中途帰国、帰国後は名古屋に単身赴任して長時間労働などでうつ病を増悪させ、さらに自宅のある大阪への転勤を希望したにもかかわらず、会社からは「（健康上本人にとっては転勤可不可能な）仙台・新潟しか転勤場所はない」と実質上の退職勧奨に当たる命令を受け自死した事件です。この事件への労災認定を求めた裁判で、大阪地裁は、2018年6月13日、各々の出来事の「心理的負荷は軽微である」と切り捨て、原告の訴えを退けました。この判決を不服として原告は大阪高裁に控訴しました。

この日の弁論に向けて原告弁護団は、地裁判決の「平均的労働者基準」説の誤りについて、ベトナム出向での困難な業務によるうつ

病発症について、さらに帰国後の名古屋での過重な勤務や、希望地への転勤拒否などについて、それらが被災者に与えた心理的負荷は過労死認定基準に照らしても過労死として認定されるべき強さであることを具体的に明らかにする「控訴理由書」を提出しました。これに対して被告「国」は地裁判決をなぞっただけの粗雑な答弁書を出してきています。原告弁護団はこの答弁書に対する反論書を次回弁論に提出するとして、次回弁論期日が設定されました。

最近の控訴審では1回だけの弁論で結審し、控訴を棄却するという判決が多く見られます。この関門はまずは突破しました。さらに法廷での弁護団・原告の闘いに呼応して傍聴など支援の闘いを強め、地裁判決を覆して労災認定を勝ち取って行きましょう。

次回弁論

12月25日(火) 13時15分から
大阪高裁 別館7階 73号室

いのちと健康・過労死 110番 11月23日

今年も勤労感謝の日に愛知健康センターと一宮センターは合同で無料電話相談を行います。職場でのパワハラや長時間労働などの悩みや困りごとについて気軽にお電話ください。

相談は産業カウンセラー、安全衛生推進者らが対応します。必要に応じて労働弁護団も紹介します。

愛知健康センター（名古屋）

052-883-6966 午前10時～午後4時

一宮地域健康センター

0586-23-6671 午前10時～午後2時

裁判の進行状況と裁判日程をお知らせします

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

十六銀行員労災認定裁判 入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死(原告:父親、被告:国)	中部電力新入社員労災認定裁判 入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死。名古屋地裁で弁論継続中。原告準備書面として、被災者の過重労働・パワハラについての詳細書面を準備。(原告:母親、被告:国)
2018年11月13日(火)14時30分	2018年11月14日(水)10時
弁論準備	□頭弁論
名古屋地裁 201号法廷	名古屋地裁 1103号法廷
市バス運転士山田損害賠償請求裁判 市バス運転士の公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて損害賠償請求裁判を提訴。原告・弁護団は、交通局の、労基署の指導を受けた36協定違反問題、被災者に押しつけられた乗客転倒事故、パワハラ行為を指摘し、交通局が安全配慮を怠ったことを明らかにしている。(原告:両親、被	寺井土木関岡労災認定裁判 工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死。4月11日、名古屋地裁不当判決！名古屋高裁へ控訴(原告:妻、被告:国)。支援する会総会を11月18日13時岡崎弁護士会館で開催予定。
2018年11月19日(月)11時	2018年11月26日(月)13時50分
□頭弁論	控訴審□頭弁論
名古屋地裁 1103号法廷	名古屋高裁1003号法廷
ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判 業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟。裁判所から、「争点整理をしてほしい」との提案があり、原告・弁護団で準備中。(原告:本人、被告:国)	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判 過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟。被災者の、被災前六ヶ月間の時間外労働時間は、平均100時間47分に上る準備書面を提出。また、証人尋問に向けての準備書面も提出した。裁判所から、今後の進行について弁論準備の形で非公開で行いたいとの提案。(原告:妻、被告:国)
2018年11月27日(火)11時	2018年12月18日(火)11時
弁論準備	進行協議
名古屋地裁 201号法廷	名古屋地裁 201号法廷
豊通逆出向社員労災認定裁判 心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中にうつ病発症。休養中に、社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴。6月13日大阪地裁不当判決！大阪高裁へ控訴。被告から、地裁判決をなぞっただけの粗雑な控訴理由書が出された。(原告:妻、被告:国)	トヨタ社員労災認定裁判 トヨタ自動車技術職社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令が出され、黒塗りの部分の週報などの一部が開示され、弁論再開。原告・弁護団では、専門医の意見書も提出し、「トヨタ生産方式」に対する批判も準備中。(原告:妻、被告:国)
2018年12月25日(火)13時15分	2019年1月21日(月)13時30分
控訴審□頭弁論	□頭弁論
大阪高裁(別館7階73号室)	名古屋地裁1103号法廷
加野青果社員損害賠償請求裁判 2017年11月30日、名古屋高裁は、会社の責任を認め、地裁判決を上回る判決！しかし、被告・加野青果は最高裁へ上告。現在最高裁で受理・不受理の審理中。被告・会社が最高裁へ上告してはば一年が経過しようとしているが結果はまだ出ていない。	
最高裁	

島津製作所の見学と寺西笑子さんとの交流

健康センター顧問 宮崎 脩一

2018年10月11日から12日にかけて、愛知健康センターの事務局と名古屋過労死を考える家族の会の柏木さんと鈴木美穂さんが、全国過労死家族の会の寺西笑子さんの活躍を慰労しながら島津製作所を見学し活動の交流をしました。あわせて9名が参加しました。

京都府庁の近くにある角倉了以がつくった高瀬川が始まるところに島津製作所の資料館があります。ここは京都と大阪を結ぶ船運の始まりの土地で、江戸から明治の初めには人と物が集まりやすい土地でした。初代の島津源蔵は仏具の製作者でしたが明治の文明開化の中で、オランダ語を学び、外国の新しい機器を取り入れて学校の教材・理化学器材・電気製品などをつくりました。二代目はレントゲン機器の開発から日本の医療に大きな貢献をしました。また、分析機器の開発等の開発にも取り組みました。

島津製作所は「面白そうでみんなに役立つ物を研究する」自由な雰囲気があります。利益を求める企業と相反する面もあるのですが、都が東京に移ってしまった京都で100年以上続いているのは素晴らしいことだと思います。15年前にノーベル化学賞を受賞した田中耕一さんは島津製作所の職員で「タンパク質を計測する方法」を確立し、多くの分野に影響を与えました。京都ゆかりの京セラやオムロンや村田製作所などユニークな企業が育っている風土は島津製作所の影響もあると思いました。昔、蜷川京都府知事が中小企業の育成を声高に主張していた成果が今も続いているのかなと考えさせられました。

夜は京都の八瀬に作られた高級会員制ホテルを今枝さんのご厚意で利用させてもらい、日ごろたべることができないような日本料理を楽しませてもらいました。

寺西さんからは過労死防止の法案が作られる舞台裏の話や大阪・京都などの健康センターの活動についてたくさん教えてもらいました。

個人的には健康センターの労災支援や労災予防の活動に対して、問題が解決した時にカンパをある程度明確にして、活動の基盤を確かなものにすること。労働組合員が減少していること。外国人の労働者が増えてそれにかかわる問題が生まれていること。また過労死の認定基準を大きく改善させる運動がもとめられていることなどから、健康センターの収入を増やす手立てが必要と思っています。過労死弁護団や労働弁護団の中には、健康センターのような組織に問題解決の折に、一定の支援金を支給しているところもあると聞き、愛知にもそのような方法を考えてもらわねばならないきが近づいていると思いました。



創業記念資料館前で

11月・12月の日程

(2011年1月の日程を一部含む)



月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
11月 3 日	(土・祝)	12:00	あいち1万人アクション	名古屋矢場公園
11月 6 日	(火)		全過労死を考える家族の会厚労省要請	東京
11月 7 日	(水)		全国過労死を考える家族の会総会	東京
11月 9 日	(金)	午後	鶴城丘高校過労死防止啓発授業	鶴城丘高校
11月10日	(土)	13:00	大迫裁判を支援する会総会	津島民商會館
11月11日	(日)	10:00	あかはた祭り	鶴舞公園
		10:30	ホームに可動柵を街頭宣伝	金山総合駅
11月12日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
11月13日	(火)	13:30	過労死等防止対策推進シンポジウム(三重会場)	三重県教育文化会館 大会議室
		14:30	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁 201号法廷
11月14日	(水)	8:00	栄総行動(市役所前で過労死防止シンポチラシ配布)	名古屋市役所前
		10:00	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁 1103号法廷
		13:30	過労死等防止対策推進シンポジウム(岐阜会場)	岐阜県図書館 多目的ホール
		15:30	名古屋市教職員安全衛生委員会	名古屋市役所 東庁舎6F
11月16日	(金)	10:00	愛知労働局要請	愛知労働局
11月18日	(日)	13:00	関岡裁判を支援する会総会	岡崎弁護士会館
11月19日	(月)	10:00	愛知健康センター(三役会議)	愛知健康センター事務所
		11:00	市バス運転士山田損害賠償請求裁判	名古屋地裁 1103号法廷
11月20日	(火)	13:00	過労死等防止対策推進シンポジウム(愛知会場)	国際センター別棟ホール
11月21日	(水)	13:10	ハヤト損害賠償請求裁判	名古屋地裁
11月23日	(金)	10:00	いのちと健康・過労死電話相談110番	愛知健康センター事務所
11月24～25日	(土)		学校安全衛生活動交流集会	東京
			ホームに可動柵を全国集会	東京
11月25日	(日)	10:00	名古屋過労死を考える家族の会(世話人会)	愛知健康センター事務所
11月26日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知センター事務所
		13:50	寺井土木関岡労災認定裁判(控訴審)	名古屋高裁 1003号法廷
11月27日	(火)	11:00	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判	名古屋地裁 201号法廷
12月 7 日	(金)		働く者のいのちと健康を守る全国センター総会	東京
12月 8 日	(土)	13:00	出前講座 名古屋市立大学病院教職員組合	蒲郡
		18:00	居酒屋センター	労働会館東館5階
12月10日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
12月18日	(火)	11:00	やまぜんホームズ大迫裁判(進行協議)	名古屋地裁 201号法廷
12月24日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
12月25日	(火)	13:15	豊通逆出向社員労災認定裁判(控訴審)	大阪高裁(別館 7階73号室)
1月 7 日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
1月21日	(月)	13:30	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁 1103号法廷

